

株式会社大塚製薬工場を認定！

次世代育成支援対策推進法第13条に基づき、徳島県内第1号として、株式会社大塚製薬工場を平成20年5月12日付けで認定しました。



平成20年5月19日の認定通知書交付式において、能登徳島労働局長から認定通知書の交付を受ける株式会社大塚製薬工場の藤原総務部長（右）



認定マーク「くるみん」

株式会社大塚製薬工場の取組の概要

1 行動計画の期間

平成17年4月1日～平成20年3月31日

2 行動計画の目標

- ① 計画期間内の育児休業の男性取得者1名以上、女性の取得率90%以上。
- ② 法を上回る育児のための勤務時間短縮等の措置の導入。
- ③ 法を上回る子の看護休暇制度の導入。
- ④ 育児休業等の法制度や子育て期の労働者の諸制度の周知を図る。
- ⑤ 所定外労働の削減のための措置を実施。
- ⑥ 年次有給休暇の取得促進策を講じる。

3 取組結果

- ① 育児休業の取得状況 男性1名 女性の取得率100%
- ② 小学校3年生までの子を持つ社員が始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げをできる制度に改定。
- ③ 子の看護休暇の対象となる子の年齢を小学校3年生までに引き上げ。
- ④ 社内イントラネットにより社内制度、妊娠・出産等に伴う手続き等について周知。
- ⑤ 社内イントラネットを使って所定外労働の削減について啓発活動を実施。
- ⑥ 半日年次有給休暇の取得限度回数を年6回から年10回に改定。